

広島県告示第七百八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県尾三地域事務所建設局において、平成十九年七月十九日までの間、縦覧に供する。

平成十九年七月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道世羅甲田線	世羅郡世羅町大字小国字祇園三三二八番一地先から世羅郡世羅町大字小国字竹之迫一〇四二番四地先まで	平成十九年七月五日